



管高総第236号
令和4年6月23日

関係機関の長 殿

高松出入国在留管理局長 市村 信之
(公印省略)

高松出入国在留管理局審査部門の移転について

日頃から出入国在留管理行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当局審査部門は、高松法務合同庁舎において外国人の出入国審査、在留審査等に係る業務を行ってきたところですが、本年7月19日付けで、高松出入国在留管理局浜ノ町分庁舎へ移転することとなりました。

つきましては、下記のとおり新住所等を御案内させていただきますので御確認のほどよろしくお願いいたします。

記

1 移転先

高松出入国在留管理局浜ノ町分庁舎

住 所：高松市浜ノ町72-9 (旧 四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所)

電 話：087-822-5851 (従前から変更ありません。)

FAX：087-811-0019 (従前から変更ありません。)

2 浜ノ町分庁舎業務開始日

令和4年7月19日(火)8時30分から(注)

(注)窓口における各種申請の受付等は同日9時00分から開始となります。

3 留意事項

(1) 本件移転に伴い、在留諸申請(在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請等)に係る申請手続窓口も浜ノ町分庁舎へ移転することとなるため、本年7月19日以降、高松法務合同庁舎では在留諸申請の手続をすることができません。

(2) 当局審査部門のみ浜ノ町分庁舎へ移転し、総務課及び警備部門は本年7月19日以降も引き続き高松法務合同庁舎にて業務を行います。

※本件に関する問合せ先

高松出入国在留管理局 総務課

電話：087-822-5852